

第15号議案

町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)2月20日

提出者 町田市長 石阪丈一

町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成18年10月町田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(包括外部監査契約に基づく監査)	(包括外部監査契約に基づく監査)
第2条 市は、法第252条の27第2項の包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。この場合において、法第252条の36第2項の条例で定める会計年度は、 <u>2会計年度ごとに当該2会計年度のうちいづれかの会計年度</u> とする。	第2条 市は、法第252条の27第2項の包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。この場合において、法第252条の36第2項の条例で定める会計年度は、 <u>毎会計年度</u> とする。
2 略	2 略
附 則	附 則
<u>(施行期日)</u>	
1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 <u>(包括外部監査契約に基づく監査の適用除外)</u>	この条例は、平成19年4月1日から施行する。
2 第2条の規定は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間、適用しない。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後初めて包括外部監査契約を締結する会計年度は、令和9年度とする。